

# 農協の営農指導体制の強化は 全国初の県とJAが一体となった 営農指導拠点を整備

**議員** (自県ク) 農協は金融や保険事業が中心で、肝心の営農指導がおろそかになっている。農業産出額全国第二位奪還のためには、農協の営農指導体制の強化が必要と考えるが、今後の取り組みはどうか。

**知事** 今年四月に、JAグループが農協中央会と全農いばらきの営農部門を一元化した「県域営農支援センター」を整備することから、これに県職員を派遣し、全国でも初めての県とJAグループが一体となった営農指導の拠点としていく。

**議員** これまで県は、巨額の経費を投じて霞ヶ浦浄化に取り組んできたが、県民

の目に見える形で水質改善には至っていない。抜本的な対策が必要と考えるがどうか。

**知事** 第五期水質保全計画では、昭和四十年代前半の水質、いわゆる「泳げる霞ヶ浦」の実現を目指すという中長期的な展望に立って、小規模事業所に対する排水規制の適用拡大や生活排水の高度処理の推進、農用地や市街地等の面源対策の充実を図っていく。

**議員** 限られた財源の中で、県民の目に見える成果を上げていくためには、これまでの個別事業の評価に加えて、全庁的に取り組む重要な政策課題に対する総合的



水質浄化が期待される霞ヶ浦

な評価が必要と考えるがどうか。

**知事** 現在の政策評価は、少子化対策や霞ヶ浦浄化といった各部署・各事業にまたがる総合的な政策課題に

**議員** (民清ク) 第四次行財政改革大綱では、計画期間中での県債残高の減少を目指しているが、残高圧縮に向けた具体的なシミュレーションについて伺う。

**知事** 県債残高は、地方財政制度の大きな改正がなく経済成長が安定的に推移すれば、平成十九〜二十年程度にはほぼ頭打ちになると見込まれる。徹底した改革により計画期間中に減少に転じさせたい。

**議員** 団塊世代の大量退職が始まる二〇〇七年が迫り、ものづくりの現場など様々な職場で経験と能力の継承が課題となる。県政の重要な課題として、検討組織の立

## 二〇〇七年問題の取り組みは 全庁的な検討組織を設置し 総合的に対策

については有効に機能していない面もあるため、重要な政策課題を対象とした新たな政策評価制度を導入したいと考えており、平成十九年度からの実施に向けて準備を進めていきたい。

**議員** 国内外における時代の変化を先取りし、スピード感を持って本県独自の政策を打ち出していくためには、政策提言能力を有するシンクタンク機能を強化すべきと考えるがどうか。

**知事** 外部の視点や情報を政策研究に取り入れていくことが必要であるため、県内十大学との間で地域活性化に資する具体的施策について協議を始めた。このような取り組みによって、県の将来の基本的政策となるようなテーマについて政策提言ができるよう、シンクタンク機能の一層の充実を図っていく。

(ほかに、中小・零細商店に対する支援なども質問)

**議員** ち上げ等積極的に取り組むべきと考えるがどうか。

**知事** 「いばらき名匠塾事業」やテクノエキスパート派遣による技術の継承、地域社会の活力を維持するための新規就農支援や地域づくりへの参加促進、ヘルスロードの指定や「いきいきヘルス体操」等による健康づくり、交流居住・グリーンツーリズム等を推進する。

全庁的な検討組織を設置し、各部署連携の下で総合的な対策を進めたい。

**議員** 交通弱者を守る環境に優しい都市づくりを目指す交通のあり方を検討すべきである。長期的視点での公共交通のあり方について

**知事** 広域的・幹線の公共交通の維持・確保とともに、コミュニティバス等地域の特性に応じた交通手段の導入やデュアル・モード・ビークル等新交通システムの可能性の検討など、交通対策室を設置して長期的視点に立つた公共交通のあり方について検討を進める。

**議員** 通学路の安全確保には住民の協力による抑止力強化が重要であり、不審者情報等の共有が必要である。通学路での児童生徒の安全確保対策について伺う。

**教育長** 各小中学校で安全マップの作成・見直しを行っている。また一月から県



ものづくりにおける技能の継承

教育委員会ホームページに不審者情報掲示板を開設し、携帯電話でも閲覧できるようにしている。

**警察本部長** 「県子どもを守る一〇〇番の家ネットワーク」を結成し、参加団体に事案発生情報のメール配信を開始した。平成十八年度

は、児童生徒の安全対策と非行防止のため、退職警察官等を全署に配置する「スクールサポーター事業」を展開する。

(ほかに、科学技術等を活用した新産業・新事業の創出、県北重要港湾の今後の港づくりなども質問)

### 県議会を傍聴しませんか

本会議は、特別の場合を除き、誰でも傍聴できます。傍聴を希望される方は、県議会議事堂の傍聴受付で傍聴券を受け取って入場してください。(傍聴席は三〇〇席で先着順です。)

県民のみなさんが選んだ代表者が、どのようなことをどのように審議しているのかをご覧いただけます。また、手話通訳を希望される方は、傍聴を希望する日の一週間前までに、議会事務局へ申し込んでください。さらに、インターネットによる本会議の生中継及び録画中継も行っておりますのでご覧ください。

なお、手話通訳の申し込み方法や本会議等の日程、委員会の傍聴の仕方など、詳細については、議会事務局議事課にお尋ねください。

お問い合わせ先  
電話 〇二九一三〇一―五六三三四  
FAX 〇二九一三〇一―五六二二九